

社会福祉施設の概要

施 設 の 種 類		第1種・第2種の別	入所(通所)利用の別	設 置 主 体	施 設 の 目 的 及 び 対 象 者	入所(利用)の際の窓口	
保護施設	救 護 施 設 (生活保護法第38条)	第1種	入 所	都道府県 市町村 社会福祉法人 日本赤十字社	届出認可	身体上又は精神上の著しい障害のために日常生活を営むことが困難な方が、援助を受けながら生活する施設です。	福 祉 事 務 所
	社 会 事 業 授 産 施 設 (社会福祉法第2条)	第1種	通 所	都道府県 市町村 社会福祉法人 その他の者		届出許可	身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就労能力の限られている方々が利用し、就労又は技能習得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長します。
老人	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム (老人福祉法第20条の5)	第1種	入 所	都道府県 市町村 社会福祉法人	届出認可	65歳以上であって、身体上若しくは精神上著しい障がいがあり、常時介護を必要とするが、在宅でこれを受けることが困難な方が利用する施設です。	施 設
	地域密着型特別養護 老 人 ホ ー ム (老人福祉法第20条の5)	第1種	入 所	市町村 社会福祉法人	届出認可	特別養護老人ホームのうち、原則として施設が所在する市町村の住民の方のみが利用できる、定員29人以下の施設です。	施 設
	養 護 老 人 ホ ー ム (老人福祉法第20条の4)	第1種	入 所	都道府県 市町村 社会福祉法人	届出認可	65歳以上であって、環境上の理由及び経済的理由により、在宅での養護の困難な方が利用する施設です。	市 町 村
	軽 費 老 人 ホ ー ム (ケ ア ハ ウ ス) (老人福祉法第20条の6)	第1種	入 所	都道府県 市町村 社会福祉法人 その他の者	届出許可	60歳以上（夫婦の場合、どちらかが60歳以上）で、身体機能の低下又は高齢等のため、独立して生活するには不安がある方が、自立した生活を維持できるよう構造や設備の面で工夫された施設です。	施 設
	軽 費 老 人 ホ ー ム (A 型) (老人福祉法第20条の6)	第1種	入 所	都道府県 市町村 社会福祉法人		届出	60歳以上（夫婦の場合、どちらかが60歳以上）で、生活に充てる十分な資金等がない方であって、身寄りがいない方または家庭の事情等で家族との同居が困難な方に対し、低額な料金で日常生活上のサービスを提供する施設です。
	老人短期入所施設 (老人福祉法第20条の3)	第2種	入 所	都道府県 市町村 社会福祉法人	届出	在宅で介護を受けている65歳以上の方が、介護者の都合で介護を受けることが一時的に困難な場合に入所する施設で、日常生活に必要なお世話や機能訓練を行います。	施 設
	老 人 デ イ サービスセンター (老人福祉法第20条の2の2)	第2種	通 所	都道府県 市町村 社会福祉法人 その他の者		届出	65歳以上で身体上又は精神上の障がいがあるために日常生活を営むのに支障がある方等が通い、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導等を受ける施設です。
	小規模多機能型居宅介護 (老人福祉法第5条の2・小規模多機能型居宅介護事業)	第2種	通 所	都道府県 市町村 社会福祉法人 その他の者	届出	要介護者について、「通い」を中心として、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせサービスを行うところです。	施 設
	老人福祉センター (特 A 型) (老人福祉法第20条の7)	第2種	利 用	都道府県 市町村 社会福祉法人 その他の者		届出	下記A型センターの機能に保健関係部門を強化した大型の老人福祉センターです。
	老人福祉センター (A 型) (老人福祉法第20条の7)	第2種	利 用	都道府県 市町村 社会福祉法人 その他の者	届出	無料又は低額な料金で各種の相談に応じ健康の増進、教養の向上及びレクリエーションなどのサービスを提供する施設です。	施 設
老人福祉センター (B 型) (老人福祉法第20条の7)	第2種	利 用	都道府県 市町村 社会福祉法人 その他の者	届出		A型センターの機能を補完する小型の老人福祉センターです。	施 設
施設	老人福祉施設 付 設 作 業 所 (老人福祉施設付設作業所設置運営要綱52.8.1社老第48号)	第2種	利 用	都道府県 市町村 社会福祉法人 その他の者	届出	高齢者の多年にわたる経験と知識を生かし、その希望と能力に応じた作業等を通じ高齢者の心身の健康と生きがいの増進を図るための社会活動を行う場です。	施 設
	在宅介護支援センター（老人介護支援センター） (老人福祉法第20条の7の2)	第2種	利 用	市町村 社会福祉法人 医療法人 その他の者		届出	高齢者福祉に関する総合相談機関です。在宅で介護を受ける高齢者やその家族と居宅介護サービス事業者や施設等との連絡調整を総合的に行います。

施 設 の 種 類		第1種・第2種の別	入所(通所)利用の別	設 置 主 体	施 設 の 目 的 及 び 対 象 者	入所(利用)の際の窓口
その他高齢者関係施設	介護老人保健施設 (介護保険法第8条第22項)		入 所	地方公共団体 医療法人 社会福祉法人 国 日赤 厚生連等 許可	病状安定期にあり入院治療する必要はないが医療ケアを必要とする要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を行うとともに、日常生活上の世話を行う施設です。	施 設
	介護療養型医療施設 (介護保険法第8条第22項)		入 所	地方公共団体 医療法人 日赤 厚生連等 指定	病状が安定期にある長期療養患者であって、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行う施設です。	施 設
	介護医療院 (介護保険法第8条第29項)		入 所	地方公共団体 医療法人 社会福祉法人 日赤 厚生連等 許可	長期療養患者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療と、日常生活上の世話を行う施設です。	施 設
	認知症高齢者グループホーム (老人福祉法第5条の2・認知症対応型老人共同生活援助事業)	第2種	入 所	市町村 社会福祉法人 その他の者 届出	認知症高齢者に小規模な生活の場において、食事の支度、掃除、洗濯等を含めた共同生活の場を提供し、家庭的な環境の中で介護職員等による生活上の援助を行う施設です。	施 設
	訪問看護ステーション (介護保険法第7条第8項・健康保険法第88条第1項)		利 用	地方公共団体 医療法人 社会福祉法人 医師会 看護協会 厚生連等 その他の法人等 指定	主治医が看護師を訪問させ看護する必要があると認めた者について、在宅における療養上の世話又は必要な診療の補助である看護サービスの提供を行う事業所です。	かかりつけの医師ステーション
	地域包括支援センター (介護保険法第115条の39第1項)		利 用	・市町村 ・老人介護支援センターの設置者等で市町村の委託を受けた者	在宅の高齢者のための介護予防マネジメント、総合的な相談、支援、権利擁護等を行う施設です。	市町村施設
	有料老人ホーム (老人福祉法第29条)		入 所	法人格を有するもの 設置者の制限なし 届出	高齢者に対し、食事の提供又はその他日常生活上のサービスを提供する施設です。	施 設
	サービス付き高齢者向け住宅 (高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条)		入 所	設置者の制限なし 登録	高齢者に対し、状況把握（安否確認）サービス、生活相談サービス等を提供する施設です。	施 設
施設	老人憩の家 (「老人憩の家の設置について」40. 4. 5社老第88号)		利 用	市町村	高齢者に対して、教養の向上、レクリエーションなどのサービスを提供する施設です。	施 設
	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター） (「生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業の実施について」12. 9. 27老発第655号)		利 用	市町村 社会福祉法人	高齢者に対して、介護機能、居住機能、地域との交流機能を総合的に提供する施設で、デイサービスセンターに併設（隣接）されたものです。	市 町 村
	身体障害者福祉センター（A型）（B型） (身体障害者福祉法第31条)	第2種	利 用	都道府県 市町村 社会福祉法人 その他の者 届出	身体障がい者の方の各種の相談に応じるとともに、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びスポーツ、レクリエーションのために必要な便宜を総合的に供与します（B型は創作的活動等を実施します）。	施 設
	補装具製作施設 (身体障害者福祉法第32条)	第2種	利 用	都道府県 市町村 社会福祉法人 その他の者 届出	無料又は低額な料金で、補装具の製作又は修理を行います。	市 町 村 又 は 施 設
参加支援施設	点字図書館 (身体障害者福祉法第34条)	第2種	利 用	都道府県 市町村 社会福祉法人 その他の者 届出	無料又は低額な料金で、点字刊行物及び視覚障がい者用の録音物が利用できます。	施 設
	聴覚障害者情報提供施設 (身体障害者福祉法第34条)	第2種	利 用	都道府県 市町村 社会福祉法人 その他の者 届出	手話入りビデオカセットの製作や貸し出しを行なうほか、手話通訳の派遣、相談等を行う施設です。	施 設

施 設 の 種 類		第1種・第2種の別	入所(通所)利用の別	設 置 主 体	施 設 の 目 的 及 び 対 象 者	入所(利用)の際の窓口
障害者支援施設 (障害者総合支援法第5条第11項)		第1種	入所	国 都道府県 市町村 社会福祉法人 その他の者 } 届出許可	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（以下、「障がい者」という。）の方に施設入所支援（入所する障がい者の方に、主として夜間に入浴、排せつ、食事の介護等）を行うとともに、生活介護、自立訓練、就労移行支援等を行う施設です。	市町村（施設）
障 害 福 祉 社 サ ー ビ ス 事 業 所	療養介護 (障害者総合支援法第5条第6項)	第2種	(入院)	都道府県 その他の法人 届出	医療を必要とする障がい者であって常時介護を必要とする方に、主として昼間、病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話を提供します。	市町村（施設）
	生活介護 (障害者総合支援法第5条第7項)	第2種	通所	都道府県 その他の法人 届出	常時介護を必要とす障がい者の方に、主として昼間、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動、生産活動の機会等を提供します。	市町村（施設）
	自立訓練（機能訓練） (障害者総合支援法第5条第12項)	第2種	通所	都道府県 その他の法人 届出	障がい者の方に、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間にわたり必要なリハビリテーション等を提供します。	市町村（施設）
	自立訓練（生活訓練） (障害者総合支援法第5条第12項)	第2種	通所	都道府県 その他の法人 届出	障がい者の方に、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間にわたり、入浴、排せつ、食事等に関し必要な訓練等を提供します。	市町村（施設）
	就労選択支援 (障害者総合支援法第5条第13項)	第2種	通所	都道府県 その他の法人 届出	就労を希望する又は就労の継続を希望する障がい者の方に、就労移行若しくは就労継続支援又は通常の事業所に雇用されることについての適切な選択のための支援を提供します。	市町村（施設）
	就労移行支援 (障害者総合支援法第5条第14項)	第2種	通所	都道府県 その他の法人 届出	就労を希望する障がい者の方に、一定期間にわたり、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を提供します。	市町村（施設）
	就労継続支援A・B型 (障害者総合支援法第5条第15項)	第2種	通所	都道府県 その他の法人 届出	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者の方に、就労の機会を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を提供します。	市町村（施設）
	就労定着支援 (障害者総合支援法第5条第16項)	第2種	利用	都道府県 その他の法人 届出	就労移行支援事業所等を利用し、一般就労に移行した障がい者の方に、就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を提供します。	市町村（施設）
	自立生活援助 (障害者総合支援法第5条第17項)	第2種	利用	都道府県 その他の法人 届出	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、一定期間にわたる定期的な居宅訪問や随時の対応により、必要な情報の提供及び助言、関係機関との調整を行い、自立した地域生活を支援します。	市町村（施設）
	共同生活援助 (障害者グループホーム) (障害者総合支援法第5条第18項)	第2種	入所	都道府県 その他の法人 届出	地域において共同生活を営むのに支障のない身体、知的及び精神障がい者の方に対し、主として夜間に、共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助又は介護等を行います。	市町村（施設）
	短期入所 (障害者総合支援法第5条第8項)	第2種	入所	都道府県 その他の法人 届出	居宅において、その介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がい者等を入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護を提供します。	市町村（施設）
	特定相談支援事業所 (障害者総合支援法第5条第19, 20項及び23, 24項)	第2種	利用	市町村 その他の法人 届出	障がい福祉サービスの申請若しくは変更の申請の際に、利用する障がい福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容等を記載した「サービス等利用計画」を作成します。	市町村（施設）
	一般相談支援事業所 (障害者総合支援法第5条第19～22項)	第2種	利用	都道府県 市町村 その他の法人 届出	施設や精神科病院に入所または入院している障がい者に、住居の確保等地域における生活に移行・定着するために必要な支援を行います。	市町村（施設）

施 設 の 種 類		第1種・第2種の別	入所(通所)利用の別	設 置 主 体	施 設 の 目 的 及 び 対 象 者	入所(利用)の際の窓口
地域活動支援センター (障害者総合支援法第5条第27項)		第2種	通所	都道府県 その他の法人 届出	障がい者の方に、創作的活動又は生産活動の機会や、社会との交流の場を提供します。	市町村 (施設)
福祉ホーム (障害者総合支援法第5条第28項)		第2種	利用	都道府県 その他の法人 届出	住居を求めている障がい者の方に、低額な料金で、居室等を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を提供します。	市町村 (施設)
その他障害者関係施設	盲人ホーム (社会福祉法第2条第3項第5号)	第2種	通所	都道府県 市 社会福祉法人 } 届出	あん摩師免許、はり師免許またはきゅう師免許を有する視覚障がい者で、自営し又は雇用されることが困難な方に、施設を利用して技術の指導を行う施設です。	市町村 (施設)
	障害者等共同作業所 (障害者等共同作業訓練事業補助金交付要綱60.3.30長野県告示第354号)(H19.3.31要綱廃止)		通所	都道府県 市 社会福祉法人 } 届出	在宅の障がい者、老人等に対し、技術習得又は就労の機会を提供し、社会生活への適応性を高めるための施設です。 (左記要綱に基づき運営されていた施設で、平成19年4月1日現在、障害者自立支援法に規定する自立支援給付の事業者、又は、地域活動支援センターに移行していない施設)	市町村 (施設)
女性自立支援施設 (困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第1項)		第1種	入所	都道府県 市町村 社会福祉法人 } 届出 その他の者 許可	保護が必要な女性を収容保護し、自立を支援します。	女性相談支援センター
児童	乳児院 (児童福祉法第37条)	第1種	入所	都道府県 市町村 社会福祉法人 } 届出 その他の者 認可	乳児(保健上、安定した生活習慣の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行います。	児童相談所
	母子生活支援施設 (児童福祉法第38条)	第1種	入所	都道府県 市町村 社会福祉法人 } 届出 その他の者 認可	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行います。	福祉事務所
	児童養護施設 (児童福祉法第41条)	第1種	入所	都道府県 市町村 社会福祉法人 } 届出 その他の者 認可	保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させ(乳児を除く。ただし、安定した生活習慣の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行います。	児童相談所
福祉	福祉型障害児入所施設 (児童福祉法第42条第1項第1号)	第1種	入所	国・都道府県 市町村 その他の法人 届出 認可	障がい児が入所し、日常生活の指導及び自活に必要な知識技能の訓練・支援を行う施設です。	児童相談所
	医療型障害児入所施設 (児童福祉法第42条第1項第2号)	第1種	入所	国・都道府県 市町村 その他の法人 届出 認可	障がい児が入所し、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の訓練・支援及び治療を行う施設です。	児童相談所

施 設 の 種 類		第1種・第2種の別	入所(通所)利用の別	設 置 主 体	施 設 の 目 的 及 び 対 象 者	入所(利用)の際の窓口
施設	福祉型児童発達支援センター (児童福祉法第43条第1項第1号)	第2種	通 所	都道府県 市町村 その他の法人 届出認可	障がい児が通所し、日常生活における基本動作、独立自活に必要な知識技能、集団生活への適応のための訓練・支援を行う施設です。	市 町 村
	医療型児童発達支援センター (児童福祉法第43条第1項第2号)	第2種	通 所	都道府県 市町村 その他の法人 届出認可	障がい児が通所し、日常生活における基本動作、独立自活に必要な知識技能の訓練・支援及び治療を行う施設です。	市 町 村
	児童発達支援事業所 (児童福祉法第6条の2の2)	第2種	通 所	都道府県 その他の法人 届出	未就学の障がい児が通所し、日常生活における基本動作、独立自活に必要な知識技能、集団生活への適応に必要な訓練・支援を行う施設です。	市 町 村
	放課後等デイサービス (児童福祉法第6条の2の2)	第2種	通 所	都道府県 その他の法人 届出	就学する障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中に通所し、生活能力の向上のための訓練等を行うとともに、放課後等の居場所の提供を図る施設です。	市 町 村
児童福祉施設	児 童 心 理 治 療 施 設 (児童福祉法第43条の2)	第1種	入 所	都道府県 市町村 社会福祉法人 届出認可 その他の者	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会関係への適応が困難となった児童を、短期間の入所又は保護者の下から通所として、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設です。	児 童 相 談 所
	児 童 自 立 支 援 施 設 (児童福祉法第44条)	第1種	入 所	国、都道府県 市町村 社会福祉法人 届出認可 その他の者	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所又は保護者の下から通所として、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する施設です。	児 童 相 談 所
	保 育 所 (児童福祉法第39条)	第2種	通 所	都道府県 市町村 社会福祉法人 届出認可 その他の者	保護者の就労又は疾病等の理由により、保育が受けられない乳児又は幼児を保護者の委託を受けて保育します。	市 町 村 (福祉事務所)
	児 童 厚 生 施 設 児 童 遊 園 (児童福祉法第40条)	第2種	利 用	都道府県 市町村 社会福祉法人 届出認可 その他の者	18歳以下の全ての児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにします。	施 設
	助 産 施 設 (児童福祉法第36条)	第2種	入 所	都道府県 市町村 社会福祉法人 届出認可 その他の者	保健上必要があるにも関わらず、経済的理由により入院によりお産できない妊婦を、入所によりお産できるようにする施設です。	福 祉 事 務 所
	児童家庭支援センター (児童福祉法第44条の2)	第2種	利 用	都道府県 市町村 社会福祉法人 届出認可 その他の者	地域の児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識や技術を要するものの助言を行うとともに、市町村への技術的助言や指導を行うほか、児童相談所や児童福祉施設等との連絡調整等を行います。	施 設

施 設 の 種 類		第1種・第2種の別	入所(通所)利用の別	設 置 主 体	施 設 の 目 的 及 び 対 象 者	入所(利用)の際の窓口
幼保連携型認定こども園 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条)		第2種	通 所	国 都道府県 市町村 学校福祉法人 社会福祉法人 } 届出認可 ※既存幼稚園に係る特例有	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として設置される施設です。	市 町 村
その他の児童関係施設	へき地保育所 (「へき地保育所の設置について」36.4.3厚生省発児第76号)		入 所	市町村	交通条件及び自然的・経済的・文化的諸条件に恵まれない山間地、開拓地、離島等のへき地における保育を要する乳幼児に対し、必要な保護を行い、福祉の増進を図ります。	市 町 村 (福祉事務所)
	児童自立援助ホーム (児童福祉法第34条の4、児童自立生活援助事業)		援 助	社会福祉法人 その他の者 } 届出	義務教育終了後、児童福祉施設等を退所し、就職する子どもに対し、日常生活の援助等を行い、社会的自立を促進するための共同生活を営む施設です。	児 童 相 談 所
	障害児相談支援事業所 (児童福祉法第6条の2)	第2種	利 用	市町村 社会福祉法人 その他の者 } 届出	通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障害児の状況を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容等を記載した「障害児支援利用計画」を作成します。	施 設 (市町村)
母子福祉施設	母子休養ホーム (母子及び寡婦福祉法第21条)	第2種	利 用	都道府県 市町村 社会福祉法人 その他の者 } 届出	無料又は低額な料金で、母子家庭に対して、レクリエーションその他休養のための便宜を供与します。	施 設
その他の社会福祉施設	無料低額診療施設 (社会福祉法第2条)	第2種	利 用	市町村 社会福祉法人 その他の者 } 届出	生活が困難な方のために無料又は低額な料金で診療を行います。	施 設
	へき地保健福祉館 (「へき地保健福祉館設置運営要綱」)		利 用	市町村	へき地における地域住民の保健福祉に関する福祉相談、健康相談、講習会、集会、保育、授産など生活に関する各般の便宜を供与します。	施 設
	地域福祉センター (「地域福祉センターの設置運営について」6.6.23社援地第74号)		利 用	市町村	地域住民の福祉ニーズに応じて、各種相談、入浴、給食等の福祉サービス、機能回復訓練、創作、軽作業及び各種福祉情報の提供などを総合的に行う施設です。	市 町 村
	隣保館 (社会福祉法第2条、「隣保館の設置及び運営について」15.3.28厚生労働省発社援第0328012号)	第2種	利 用	市町村	地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行います。	市 町 村

(注) 「第1種」又は「第2種」とは、社会福祉法の規定に基づく第1種社会福祉事業又は第2種社会福祉事業をいう。

福祉事務所一覧

郡市別	福祉事務所名	電話番号	所在地	管轄区域
郡	佐久福祉事務所	0267 63-3111	〒385-8533 佐久市大字跡部65- 1	(南佐久郡)小海町 佐久穂町 川上村 南牧村 南相木村 北相木村 (北佐久郡)軽井沢町 御代田町 立科町
	小県福祉事務所	0268 23-1260	〒386-8555 上田市材木町1-2-6	(小県郡)長和町 青木村 (※生活保護及び中国残留邦人等の支援に関する事務は佐久福祉事務所)
	諏訪福祉事務所	0266 53-6000	〒392-8601 諏訪市上川1-1644-10	(諏訪郡)下諏訪町 富士見町 原村
	上伊那福祉事務所	0265 78-2111	〒396-8666 伊那市大字伊那3497	(上伊那郡)辰野町 箕輪町 飯島町 南箕輪村 中川村 宮田村
	下伊那福祉事務所	0265 23-1111	〒395-0034 飯田市追手町2-678	(下伊那郡)松川町 高森町 阿南町 阿智村 平谷村 根羽村 下條村 売木村 天龍村 泰阜村 喬木村 豊丘村 大鹿村
	木曽福祉事務所	0264 24-2211	〒397-8550 木曽郡木曽町福島2757-1	(木曽郡)上松町 南木曽町 木曽町 木祖村 王滝村 大桑村
	松本福祉事務所	0263 47-7800	〒390-0852 松本市大字島立1020	(東筑摩郡)波田町 麻績村 生坂村 山形村 朝日村 筑北村
	北安曇福祉事務所	0261 22-5111	〒398-8602 大町市大字大町1058-2	(北安曇郡)池田町 松川村 白馬村 小谷村
	長野福祉事務所	026 225-9085	〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1	(埴科郡)坂城町 (上高井郡) 小布施町 高山村 (上水内郡)信州新町 信濃町 飯綱町 小川村 中条村
市部	北信福祉事務所	0269 62-3105	〒389-2255 飯山市大字静岡字町尻1340-1	(下高井郡)山ノ内町 木島平村 野沢温泉村 (下水内郡)栄村
	長野市福祉事務所 篠ノ井分室	026 226-4911	〒380-8512 長野市鶴賀緑町1613	長野市(長野・若穂・七二会・豊野・戸隠・鬼無里・信州新町・中条)
		026 292-2596	〒388-8006 長野市篠ノ井御幣川281-1	長野市(篠ノ井・松代・川中島・更北・信更・大岡)
	松本市福祉事務所	0263 34-3000	〒390-8620 松本市丸の内3-7	松本市
	上田市福祉事務所	0268 22-4100	〒386-8601 上田市大手1-11-16	上田市
	岡谷市福祉事務所	0266 23-4811	〒394-8510 岡谷市幸町8-1	岡谷市
	飯田市福祉事務所	0265 22-4511	〒395-8501 飯田市大久保町2534	飯田市
	諏訪市福祉事務所	0266 52-4141	〒392-8511 諏訪市高島1-22-30	諏訪市
	須坂市福祉事務所	026 245-1400	〒382-8511 須坂市大字須坂1528-1	須坂市
	小諸市福祉事務所	0267 22-1700	〒384-8501 小諸市相生町3-3-3	小諸市
	伊那市福祉事務所	0265 78-4111	〒396-8617 伊那市下新田3050	伊那市
	駒ヶ根市福祉事務所	0265 83-2111	〒399-4192 駒ヶ根市赤須町20-1	駒ヶ根市
	中野市福祉事務所	0269 22-2111	〒383-8614 中野市三好町1-3-19	中野市
	大町市福祉事務所	0261 22-0420	〒398-8601 大町市大字大町3887	大町市
	飯山市福祉事務所	0269 62-3111	〒389-2292 飯山市大字飯山1110-1	飯山市
	茅野市福祉事務所	0266 72-2101	〒391-8501 茅野市塚原2-6-1	茅野市
	塩尻市福祉事務所	0263 52-0280	〒399-0786 塩尻市大門7番町3-3	塩尻市
	佐久市福祉事務所	0267 62-2111	〒385-8501 佐久市大字中込3056	佐久市
	千曲市福祉事務所	026 275-0004	〒389-0892 千曲市大字戸倉2388	千曲市
	東御市福祉事務所	0268 64-8888	〒389-0502 東御市鞍掛197	東御市
	安曇野市福祉事務所	0263 71-2000	〒399-8281 安曇野市豊科6000	安曇野市

児童相談所一覧

児 童 相 談 所 名	電話番号	所 在 地	管 轄 区 域
中 央 児 童 相 談 所	026-238-8010	〒380-0872 長野市大字南長野妻科144	長野市・上田市・須坂市・中野市・飯山市・千曲市・小 県郡・埴科郡・上高井郡・下高井郡・上水内郡・下水内 郡
松 本 児 童 相 談 所	0263-91-3370	〒390-1401 松本市波田9986	松本市・大町市・塩尻市・安曇野市・木曽郡・東筑摩 郡・北安曇郡
飯 田 児 童 相 談 所	0265-25-8300	〒395-0157 飯田市大瀬木1107-54	飯田市・駒ヶ根市・上伊那郡のうち飯島町、中川村、宮 田村・下伊那郡
諏 訪 児 童 相 談 所	0266-52-0056	〒392-0131 諏訪市湖南3248-3	岡谷市・諏訪市・伊那市・茅野市・諏訪郡・上伊那郡の うち辰野町、箕輪町、南箕輪村
佐 久 児 童 相 談 所	0267-67-3437	〒385-0022 佐久市岩村田3152-1	小諸市・佐久市・東御市・南佐久郡・北佐久郡

保健所等一覧

保 健 所	電話番号	所 在 地	管 轄 区 域
佐 久	0267-63-3111	〒385-8533 佐久市跡部65-1	南佐久郡・北佐久郡・小諸市・佐久市
上 田	0268-23-1260	〒386-8555 上田市材木町1-2-6	小県郡・上田市・東御市
諏 訪	0266-53-6000	〒392-8601 諏訪市上川1-1644-10	諏訪郡・岡谷市・諏訪市・茅野市
伊 那	0265-78-2111	〒396-8666 伊那市伊那3497	上伊那郡・伊那市・駒ヶ根市
飯 田 阿南支所	0265-23-1111	〒395-0034 飯田市追手町2-678	下伊那郡・飯田市
	0260-22-2206	〒399-1501 下伊那郡阿南町北条2009-1	
木 曽	0264-24-2211	〒397-8550 木曽郡木曽町福島2757-1	木曽郡
松 本	0263-47-7800	〒390-0852 松本市島立1020	東筑摩郡・塩尻市、安曇野市
大 町	0261-22-5111	〒398-8602 大町市大町1058-2	北安曇郡・大町市
長 野	026-223-2131	〒380-0936 長野市中御所岡田98-1	埴科郡・上高井郡・上水内郡・須坂市・千曲市
北 信	0269-62-3105	〒389-2255 飯山市大字静岡字町尻1340-1	下高井郡・下水内郡・中野市・飯山市

長 野 市	026-226-9941	〒380-0928 長野市若里6-6-1	長野市
松 本 市	0263-40-0700	〒390-8765 松本市大字島立1020番地 長野県 松本合同庁舎1階	松本市

長野県精神保健福祉 センター	026-227-1810	〒380-0923 長野市若里7-1-7	
-------------------	--------------	-------------------------	--